地方独立行政法人

佐賀県医療センター好生館電気設備点検業務

特記仕様書

平成 27 年度

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館

Ⅰ. 業務概要

1. 業 務 名：電気設備点検業務

2. 履行場所：佐賀市嘉瀬町大字中原４００番地
地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館

3. 履行期間：契約締結日から平成２９年３月３１日まで

4. 業務仕様

(1) この特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部の「建築保全業務共通仕様書(平成２５年版)」(以下「共仕」という。) による。

(2) この特記仕様書及び共仕に定めがない事項は、施設管理担当者と協議する。

(3) 業務報告書の作成に当たっては、原則として国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課保全指導室監修の「建築保全業務報告書作成の手引き (平成２０年版)」によるほか、必要に応じて写真等も添付する。

(4) 業務の再委託

点検業務(以下「業務」という。)における主要な部分（総合企画、遂行管理、手法の決定及び技術的な判断）の一部または全部を再委託してはならない。主要な部分以外を再委託する場合は、その関係を明確にするとともに、その実施について適切な指導、管理を行う。

(5) 守秘義務

この業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(6) 著作権その他

著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている点検方法等の使用に関しては、その費用負担及び使用交渉の一切を受注者にて行う。

(7) 点検が困難な部分

点検が困難な部分等の対応については、事前に施設管理担当者と協議する。

5. 対象業務

この特記仕様書の対象業務は、次のとおりとする。

業 務 内 容	対 象 設 備	設 備 概 要
定 期 点 検	電 気 設 備	受変電設備及び負荷設備

Ⅱ. 一般共通事項

1. 受注者の負担の範囲【共仕第１編 1.2.3】

受注者の負担の範囲は、次による。

- 点検に必要な工具、計測機器等　(機器に付属しているものを除く)
- 文具等の事務消耗品、コピー代
- 報告書の用紙、記録ファイル
- その他費用負担が不明確なものがある場合は、事前に施設管理担当者に確認する。

2. 業務関係図書

次の書類を作成し、定められた期日までに施設管理担当者の承諾を得ること。

- 業務計画書【共仕第１編 1.3.1】　(作業着手前まで)
- 緊急対応連絡表　(作業着手前まで)
- 作業計画書【共仕第１編 1.3.2】　(提出期日は協議による)

3. 貸与資料【共仕第１編 1.3.3】

業務の実施に先立ち、次の関係資料を貸与する。なお、業務終了後速やかに返却する。

(1)　諸官庁提出書類控え

事業用電気工作物保安規程

(2)　工事業者関連簿

緊急連絡先一覧表、工事関係者一覧表

(3)　設備関連

完成図、機器完成図、試験成績書及び取扱説明書

4. 業務の記録【共仕第１編 1.3.4】

次の記録書類について、施設管理担当者より請求された場合は、提出又は提示する。

計画・報告書類及び施設管理担当者との打合せ記録簿

5. 業務責任者【共仕第１編 1.4.2】

(1)　業務の実施に先立ち、業務責任者を選任し、次の事項を書面をもって施設管理担当者に届け出る。

なお、業務責任者に変更があった場合も同様とする。

- 氏　名
- 生年月日
- 経歴書
- 業務に関する資格者証(写)
- 受注者との雇用関係を証明する書類

(2)　業務責任者は、第３種電気主任技術者以上の資格等を有し、特別高圧受変電設備を熟知した技術者とする。

6. 業務条件【共仕第１編 1.4.3】

定期点検の実施時間帯は、次のとおりとする。実施日は施設管理担当者と協議する。

①平日(月曜日～金曜日(祝祭日を除く))

８時３０分～１７時１５分

②休日(閉庁日:土･日曜日及び祝祭日、年末年始(１２月３０日～１月３日)

８時３０分～１７時１５分

ただし停電の伴う定期点検については休日とする。

7. **業務担当者**【共仕第１編 1.5.1】

⑴　業務の実施に先立ち、業務担当者を選任し、次の事項を書面をもって施設管理担当者に届け出る。

なお、業務担当者に変更があった場合も同様とする。

・ 氏　名　　・ 生年月日　　・ 経歴書

・ 業務に関する資格者証(写)　　・ 受注者との雇用関係を証明する書類

⑵　業務担当者は、第３種電気主任技術者以上の資格等を有し、特別高圧受変電設備を熟知した技術者とする。

8. **別契約の業務等**【共仕第１編 1.5.4】

⑴　業務に密接に関連する別契約の業務又は工事の有無は、施設管理担当者から知らせる。

⑵　施設管理担当者の監督下において、他業務又は工事責任者との調整を図り、円滑に業務を実施する。

9. 施設管理担当者の立会い【共仕第１編 1.5.6】

⑴　停電による点検作業前、終了後及び送電前の安全確認。

⑵　受注者側の申し出により、監督職員が必要と認めた場合。

10. **業務の検査**【共仕第１編 1.7.1】

この業務の受注者は、発注者の指定した者が行う検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求できる。

11. **駐車場の利用**【共仕第１編 2.1.3】

当該業務を実施するため、指定された駐車場を利用できる。

Ⅲ. 定期点検

1. 受変電設備

(1) 対象設備一覧

３φ３Ｗ２２ｋＶ６０Ｈｚ

機 器 名 称	形式・仕様	メーカー	設 置 場 所		設置数
			階	室 名	
本館					
1.高圧配電盤	高圧饋電盤 24 面を含む	富士電機 かわでん	3	特高電気室・SS-1 電気室 (エネセン棟)	96
2.低圧配電盤		かわでん	3	SS-1 電気室(エネセン棟)	40
3.接地抵抗					5
4.変圧器	500kVA 以下	東芝			32
5.変圧器	500kVA 超過	東芝			4
6.交流遮断器					56
7.断路器					12
8.計器用変成器					60
9.高圧負荷開閉器	真空開閉器				6
10.高圧負荷開閉器	開放型気中開閉器(LBS)				35
11.高圧進相コンデンサ			3	特高電気室(エネセン棟)	6
12.直列リアクトル			3	特高電気室(エネセン棟)	6
13.保護継電器					160
14.自家発電設備	高圧配電盤 2 面、低圧配電盤 1 面 配電盤のみ 交流遮断器 3 台、計器用変成器 4 台 保護継電器 23 台	西芝	3	特高電気室(エネセン棟)	1
15.電柱(引込柱)	保護継電器 2 台、接地抵抗 1 箇所				2
16.特高盤	開閉器 12 台、計器用変成器 2 台、遮断器 4 台	富士電機	3	特高電気室(エネセン棟)	8
17.特高変圧器	500ｋVA 超過		3	特高電気室(エネセン棟)	2
研修棟					
18.高圧配電盤		かわでん	3	電気室	6
19.低圧配電盤		かわでん	3	電気室	5
20.接地抵抗			3	電気室	1
21.変圧器	500kVA 以下		3	電気室	4

機 器 名 称	形式・仕様	メーカー	設 置 場 所		設置台数
			階	室 名	
22.交流遮断器			3	電気室	2
23.断路器			3	電気室	2
24.計器用変成器			3	電気室	4
25.高圧負荷開閉器	開放型気中開閉器(LBS)		3	電気室	4
26.高圧真相コンデンサ			3	電気室	1
27.直列リアクトル			3	電気室	1
28.保護継電器			3	電気室	11

(2) 点検項目及び点検内容

定期点検の点検項目及び点検内容は別紙 受変電設備点検要領による。

(3) 規定値

試験及び測定による規定値は、電気設備技術基準、ＪＩＳ及びメーカー基準値によるものの他次の値とする。

この受変電設備のＢ種接地抵抗の許容値は７５Ω以下とする。

(4) 操作

定期点検を実施するために必要な電源切替操作及び動作試験は、受注者が実施する。

(5) 業務報告書

定期点検終了後に次の書類等を下記の部数提出する。

・点検及び保守結果報告書：１部

・試験成績書：１部

・計測記録：１部

・業務記録写真：１部

計測記録の書式は、保安規定によるものとし、データ（Excelﾃﾞｰﾀ）として CD-ROM でも提出する。

(6) その他

定期点検の日時(大まかな作業時間は別紙 受変電設備点検要領に記載している。)及び点検の詳細については施設管理担当者と十分に打ち合わせを行う。